

一般社団法人レーザセンシング学会規程

国際学術交流助成規程

令和 4 (2022) 年 6 月 2 日 制定

令和 6 (2024) 年 8 月 9 日 改定

(目 的)

第 1 条 本規程は、理事の職務分担に関する規則第 5 条第 4 項(2)に定める、レーザセンシングに関連する若手研究者の研究を奨励し、国際交流活動を助成するための国際学術交流助成の手続きについて必要な事項を定める。

(対 象)

第 2 条 前項の目的に合致した国内外で開催される国際学術研究集会（以下、「集会」という）へ若手研究者が参加するための経費（登録料、渡航旅費および滞在費）の全額又は一部の助成を行う。

(対象者)

第 3 条 本助成の対象者の条件は以下の通りとする。

- (1) 発表時に満 40 歳未満であること。集会が複数日にわたる場合は、最終日を発表日とみなす。
- (2) レーザセンシングに関連する研究活動をしており、優れた業績を上げていること。
- (3) 国際的な学術研究集会に出席し、論文の発表を行う予定であること。
- (4) 過去に本制度による、あるいは類似の助成を、レーザセンシング学会（前身のレーザ・レーダ研究会を含む）から受けていないこと。

(選 考)

第 4 条 本助成は、国際学術交流担当理事（以下、「担当理事」という）が助成金受領者の選考を行う。

- 2 選考にあたって担当理事は、表彰委員会に意見を求めることができる。
- 3 担当理事は、選考結果と選考理由を理事会に報告する。
- 4 助成金額は理事会で決定する。

(応 募)

第 5 条 本助成を受けようとする者は、担当理事に下記の書類を提出すること。

- (1) 指定の応募用紙。
- (2) 発表を行う予定の研究集会に提出した論文の要旨。
- (3) 航空運賃の助成を希望する場合には、航空運賃の見積書（エコノミークラスの割引運賃を原則とする）。

(義 務)

第 6 条 補助金受領者は、当該研究集会の終了後、1 ヶ月以内に報告書を担当理事に提出しなければならない。報告書は学会のニューズレター等で公開することがある。

附 則

1 この規程は、令和4 (2022) 年6月2日より施行する。

令和 4 (2022) 年 6 月 2 日 制定・施行

令和 6 (2024) 年 8 月 9 日 改定